

岡山大学工学部規程

〔平成16年4月1日〕
岡大工規程第1号

改正 平成17年3月22日規程第1号
平成18年3月24日規程第1号
平成19年2月22日規程第1号
平成20年2月21日規程第1号
平成21年2月28日規程第1号
平成22年2月25日規程第1号
平成23年3月 2日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号。以下「管理学則」という。）及び岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）の規定に基づき、岡山大学工学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学部の目的)

第2条 本学部は、広く工学に関する知識を授け、深く専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的、創造的及び応用的能力を有する人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 本学部は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表するとともに、刊行物、ホームページ等への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供する。

(組織的研修等)

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施するものとする。

(学科・コース)

第6条 本学部に次の学科及びコースを置く。

学 科	コ ー ス
機械システム系学科	機械工学コース システム工学コース
電気通信系学科	電気電子工学コース 通信ネットワークコース
情報系学科	計算機工学コース 知能ソフトウェアコース
化学生命系学科	材料・プロセスコース 合成化学コース 生命工学コース

2 前項に掲げるコースは、2年次後期の始めに決定する。なお、決定方法については別に定める。

(副学部長)

第7条 本学部に副学部長を置く。

2 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第8条 本学部の学科に学科長を置く。

2 学科長に関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成等)

第9条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

2 本学部の授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、別表に掲げる授業科目以外の授業科目を特別に開講することがある。

4 第2項の授業科目は、必修科目及び選択科目に分け、その履修方法、配当年次等は別に定める。

第10条 授業科目及び授業担当教員名は、学年の始めに公示する。ただし、科目によっては、学期の始め又は必要に応じて学期の中途に公示する場合がある。

(授業の方法)

第11条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本学部において教育上有益と認めた場合は、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

3 本学部において教育上有益と認めた場合は、第1項の授業を、外国において履修させることがある。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の計算方法)

第12条 授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

二 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

三 特別研究については、それに必要な学修等を考慮して、10単位とする。

2 一の授業科目について講義、演習、実験又は実習の二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算は、前項各号に規定する基準を考慮して別に定める。

(履修手続)

第13条 学生は、履修しようとする授業科目を各学期の始めの指定する期日までに、所定の手続により、本学部長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第10条ただし書の規定に基づき学期の中途に公示した授業科目を履修しようとする場合は、個別に指定する期日までに、所定の手続により、本学部長に提出しなければならない。

3 前2項の期限内に手続が完了できない特別の理由が生じた場合は、学科の承認を得て願い出ることができる。

4 他学科の授業科目を履修しようとするときは、当該担当教員の承認を得て願い出なければならない。

5 他学部の授業科目を履修しようとするときは、本学部長を経て当該学部長の許可を受けな

ければならない。

- 6 他の大学（外国の大学を含む。）又は他の短期大学（外国の短期大学を含む。）の授業科目を履修しようとするときは、所属学科の承認を得て、所定の様式により本学部長に願い出るものとし、当該大学又は当該短期大学との協議の成立が得られたものについて、許可するものとする。
- 7 短期大学又は高等専門学校の特攻科における授業科目を履修しようとするときは、所属学科の承認を得て、所定の様式により本学部長に願い出るものとする。
- 8 他学部学生が本学部の授業科目の履修を希望するときは、所属学部長を経て願い出なければならない。

（成績評価基準等の明示）

第14条 各授業における授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画並びに成績評価基準については、講義要覧等により学年の始めに公表する。

（試験及び単位認定）

第15条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により、授業担当教員が行うものとする。ただし、第13条第6項又は第7項の規定に基づき履修した単位の認定は、当該大学等の発行した単位修得証明書等により教授会で行うものとする。

2 前項のほか、文部大臣が定める学修を別に定めるところにより、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を認定することがある。

3 病気その他止むを得ない理由により、試験を受けることができなかつた者には、追試験を行い単位を認定することがある。

（入学前の既修得単位の認定）

第16条 学生が本学部に入學する前に、他の大学（外国の大学を含む。）若しくは短期大学（外国の短期大学を含む。）での履修により修得した単位又は短期大学（外国の短期大学を含む。）若しくは高等専門学校の専攻科での学修により修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学部における授業科目の履修と見なし、単位を認定することがある。

（特別研究）

第17条 特別研究の申請は、第13条第1項の規定にかかわらず、別に定めるところによる。

2 特別研究の申請資格については、各学科の定めるところによる。

3 特別研究の単位の認定は、第15条第1項の規定にかかわらず、研究業績の判定及び口頭試験によって行う。ただし、口頭試験は、省略することがある。

（卒業の要件）

第18条 卒業要件は、4年以上在學し、別に定めるところにより、教養教育科目及び専門教育科目を合わせ126単位以上修得することとする。

（第3年次編入学）

第19条 学則第25条の規定により、第3年次に編入学することができる。

（学士入学）

第20条 学士入学を志願する者がある場合は、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

（転学）

第21条 他の大学に在學している者で転入学を志願している者がある場合は、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

2 他大学への転学を志願する者は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(編入学)

第22条 編入学を志願する者がある場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

(転学部等)

第23条 本学部内の転学科及び転コース、他学部からの転学部等を志願している者がある場合は、選考の上、教授会の議を経て許可することがある。

2 転学部等の取扱いについては、別に定める。

(在学期間の通算及び既修得単位の認定)

第24条 第19条から前条までの規定により入学又は転学部等を許可された者の在学期間の通算(第3年次編入学を除く。)及び既修得単位の認定は、教授会において行う。

2 学則第30条第2項及び第3項の規定による科目等履修生としての学修期間の修業年限への通算については、別に定める。

(教育職員免許状)

第25条 本学部において取得することができる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	教育職員免許状の種類	免許教科
機械システム系学科	高等学校教諭1種免許状	工 業
電気通信系学科	高等学校教諭1種免許状	工 業
	高等学校教諭1種免許状	情 報
情報系学科	高等学校教諭1種免許状	情 報
化学生命系学科	高等学校教諭1種免許状	工 業
	高等学校教諭1種免許状	理 科

(科目等履修生)

第26条 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目について、履修を志願する者があるときは、本学部の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第27条 他大学(外国の大学を含む。)又は短期大学(外国の短期大学を含む。)の学生で、本学部の授業科目について聴講を志願する者があるときは、当該大学又は当該短期大学との協議に基づき、本学部の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生の取扱いについては、別に定める。

(委託生)

第28条 公の機関等からその所属職員につき、聴講科目若しくは研究事項を定め、又は研修について委託の願い出があるときは、教授会の議を経て委託生として入学を許可することがある。

(研究生)

第29条 本学において、特定事項の研究を志願する者があるときは、教授会の議を経て研究生として入学を許可することがある。

2 研究生の取扱いについては、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学工学部規程等を廃止する規程（平成16年岡大工規程第1号）により廃止された岡山大学工学部規程（平成7年3月31日岡山大学工学部規程第1号）の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者については、改正後の岡山大学工学部規程別表第1及び別表第2の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者については、改正後の岡山大学工学部規程別表第1及び別表第2の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学者については、改正後の岡山大学工学部規程別表第1及び別表第2の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者については、改正後の岡山大学工学部規程別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者については、改正後の岡山大学工学部規程別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者については、改正後の岡山大学工学部規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者については、改正後の岡山大学工学部規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

教養教育科目

○学部共通

授 業 科 目	単 位
(ガイダンス科目) (主題科目) 「現代の課題」 「人間と社会」 「健やかに生きる」 「自然と技術」 (個別科目) 人文・社会科学 自然科学 ※ 情報科学 生命・保健科学 (外国語科目) 英語 ドイツ語 フランス語 中国語 韓国語 ロシア語 スペイン語 イタリア語 日本語	
※開講授業科目及びその単位 については、教育開発セン ター長が学年の始めに公示 する。	

専門教育科目

専門基礎科目

○学部共通

授 業 科 目	単 位
微分積分	2
線形代数	2
工学基礎実験実習	2
工学安全教育	2
工学倫理	2
専門英語	2
技術表現法	2
物理学基礎 1 (力学)	2
物理学基礎 2 (電磁気+電気 回路(直流))	2
化学基礎	2
生物学基礎	2
プログラミング	2
確率統計	2
微分方程式	2

専門科目

○機械システム系学科

授 業 科 目	単 位
(学科専門科目)	
機械工作実習	2
基本機械システム製図	1
機械工作法	2
基礎制御理論	2
フーリエ・ラプラス変換	2
ベクトル・複素解析	2
熱力学Ⅰ	2
材料力学Ⅰ	2
生産システム基礎論	2
流体力学Ⅰ	2
電子回路	2
振動工学	2
特別研究	10
偏微分方程式	2
機械加工学	2
機械システム工学セミナーⅠ	1
機械システム工学セミナーⅡ	1
計測工学	2
MOT入門	2
工業力学	2
画像認識学	2
モデリング論	2
生産システム知能化論	2
基礎ロボット制御	2
インターンシップ	2
(コース専門科目)	
創成プロジェクト	1
創造工学実験	2
機械工学英語	2
熱力学Ⅱ	2
材料力学Ⅱ	2
材料工学入門	2
伝熱学	2
機械設計学	2
流体力学Ⅱ	2
CAD	2

授 業 科 目	単 位
機構学	2
内燃機関	2
材料強度学	2
特殊加工学	2
数値計算法	2
機械設計製図	2
機械材料工学	2
潜熱移動学	2
塑性工学	2
システム工学実験	1
ロボット工学実験	2
工学実践英語	2
ロボット機構学	2
システムCAD	2
生産システム情報学	2
知能ロボット運用論	2
コンピュータ制御プログラミング	2
デジタル電子回路	2
工学総合	2
システム信頼性工学	2
システム保全性工学	2
最適制御学	2
インターフェイス設計学	2
生産管理学	2
知的制御システム論	2
認知工学	2
ロボット設計論	2
知能ロボット学	2
福祉機械工学	2
メカトロニクス基礎論	2
人工知能基礎学	2
(教科に関する科目)	
職業指導概説Ⅰ	2
職業指導概説Ⅱ	2

○電気通信系学科

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
(学科専門科目)			
微分積分Ⅱ	2	電力発生工学	2
線形代数Ⅱ	2	制御工学Ⅱ	2
フーリエ・ラプラス変換	2	電力系統工学Ⅱ	2
論理回路	2	電磁波工学	2
電気回路学Ⅰ	2	パワーエレクトロニクス	2
専門英語Ⅱ	2	数値解析	2
特別研究	10	電子デバイス工学	2
ベクトル解析	2	電気電子材料学	2
電磁気学Ⅰ	2	特別講義Ⅱ	1
電子回路学Ⅰ	2	電気法規・施設管理	2
通信プロトコルⅠ	2	電気設計学	2
組合せ数学	2	通信プロトコルⅡ	2
プログラミング言語演習Ⅰ	2	代数学	2
複素解析	2	プログラミング言語演習Ⅱ	2
電気回路学Ⅱ	2	通信ネットワーク工学演習Ⅰ	1
確率統計論	2	通信ネットワーク工学実験Ⅰ	3
通信工学	2	通信ネットワーク工学演習Ⅱ	1
電子物性工学Ⅰ	2	通信ネットワーク工学実験Ⅱ	3
信号処理学	2	通信ネットワーク工学演習Ⅲ	1
情報理論	2	データ構造とアルゴリズム	2
電気系演習	1	計算機アーキテクチャⅠ	2
制御工学Ⅰ	2	グラフ理論	2
パルス・デジタル回路	2	計算機アーキテクチャⅡ	2
電気回路学Ⅲ	2	ネットワークセキュリティ	2
インターンシップ	2	マルチメディア工学	2
(コース専門科目)		モバイル通信方式	2
電子回路学ⅡA	2	電波システム工学	2
電子回路学ⅡB	2	分散システム学	2
電磁気学Ⅱ	2	統計解析学	2
電気電子工学実験Ⅰ	2	数理計画	2
電気電子工学実験Ⅱ	2	情報セキュリティ	2
電磁気学Ⅲ	2	スペクトラム拡散通信	2
電気電子工学実験Ⅲ	2	環境電磁工学	2
電気機器学Ⅰ	2	オートマトンと形式言語	2
電子計測	2	情報化社会と技術	2
電子物性工学Ⅱ	2	特別講義Ⅲ	1
電力系統工学Ⅰ	2	(教科に関する科目)	
電気機器学Ⅱ	2	職業指導概説Ⅰ	2
半導体工学	2	職業指導概説Ⅱ	2
特別講義Ⅰ	1		

○情報系学科

授 業 科 目	単 位
(学科専門科目)	
情報理論	2
数理論理学	2
応用解析	2
コンピュータハードウェア I	2
データ構造とアルゴリズム	2
プログラミング理論	2
プログラミング演習	2
応用数学第一	2
オペレーティングシステム	2
コンピュータアーキテクチャ I	2
システムプログラミング	2
人工知能	2
非手続き型言語	2
論理型言語	2
情報工学実験第一	3
情報工学実験第二	3
情報工学実験第三	1
情報工学実験第四	2
情報ネットワーク論	2
プログラミング技法	2
特別研究	10
プログラミング言語論	2
計算機数学 I	2
計測と数値計算	2
グラフ理論	2
計算機数学 II	2
コンパイラ	2
言語解析論	2
パターン認識と学習	2
並行プログラミング	2
符号理論	2
制御論	2
コンピュータシステム I	2
応用数学第二	2
インターンシップ	2
アルゴリズムと計算量	2
映像メディア処理	2

授 業 科 目	単 位
データベース論	2
コンピュータシステム II	2
オブジェクト指向プログラミング	2
計算理論	2
コンピュータハードウェア II	2
コンピュータグラフィックス	2
情報化における職業	2
(コース専門科目)	
論理設計	2
コンピュータアーキテクチャ II	2
画像処理	2
知識工学	2

○化学生命系学科

授 業 科 目	単 位	授 業 科 目	単 位
(学科専門科目)			
無機化学及び演習 1	3	高分子・生体材料学	2
有機化学及び演習 1	3	無機物性化学	2
物理化学及び演習 1	3	反応工学	2
生化学及び演習 1	3	化学プロセス工学	2
化学生命系英語	2	物理有機化学	2
基礎化学実験	3	有機合成化学	2
特別研究	10	立体化学	2
無機化学及び演習 2	3	有機工業化学	2
有機化学及び演習 2	3	機能分子化学	2
物理化学及び演習 2	3	遺伝子工学	2
生化学及び演習 2	3	蛋白質工学	2
量子化学	2	酵素工学	2
化学工学 1	2	細胞工学	2
分析化学	2	微生物工学	2
インターンシップ	2	材料プロセス各論 1	1
放射線安全利用工学及び実験	2	材料プロセス各論 2	1
		合成化学各論 1	1
(コース専門科目)		合成化学各論 2	1
材料プロセス実験 1	3	生命工学各論 1	1
材料プロセス実験 2	3	生命工学各論 2	1
材料プロセス実験 3	3		
化学装置設計製図	2	(教科に関する科目)	
合成化学実験 1	3	職業指導概説 I	2
合成化学実験 2	3	職業指導概説 II	2
合成化学実験 3	3		
生命工学実験 1	3		
生命工学実験 2	3		
生命工学実験 3	3		
物理化学 3	2		
無機化学 3	2		
化学工学 2	2		
有機化学 3	2		
高分子化学	2		
機器分析	2		
生化学 3	2		
分子生物学	2		
生物物理学	2		
無機反応化学	2		

岡山大学工学部転学科及び転コース取扱要項

制定 平成23年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学工学部規程に基づき、岡山大学工学部（以下「本学部」という。）における転学科及び転コースの取り扱いについて定めるものとする。

(条件)

第2条 本学部の学生は、転学科及び転コースを志願することができる。

(時期)

第3条 転学科及び転コースの時期は学年の始めとする。

(出願手続)

第4条 転学科又は転コース志願者は、志望学科又は志望コース及び志望する理由を記載した願書を、現に在籍する学科の承認を得て、学部長に提出しなければならない。

第5条 前条の願書の提出期限は2月15日とする。

(選考)

第6条 転学科及び転コース出願者の選考は、入学後の成績及び面接により志望学科において行うものとする。

第7条 転学科及び転コースの許可は前条の選考結果に基づき教授会の議を経て決定する。

(在学期間及び既修得単位の認定)

第8条 転学科又は転コースを許可された者の在学期間は、転学科又は転コース前の在学期間以内において在学したものとみなすことができる。

2 転学科が許可された者の既修得単位の認定は、教授会において行う。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

岡山大学工学部科目等履修生取扱要項

制定 平成 16. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学工学部規程に基づき、岡山大学工学部科目等履修生の取扱いについて定めるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 本学において前号と同等以上の学力を有すると認められる者
- 三 本学の大学院学生で所属研究科の指導教員の承諾を得た者

(履修科目)

第3条 科目等履修生の履修し得る科目は原則として5科目以内とする。ただし演習、実験、実習及び製図は許可しない。

(在学期間)

第4条 科目等履修生の在学期間は、1年又は前期もしくは後期とする。ただし、特別な事情がある場合は、教授会の議を経て在学期間の延長を許可することがある。

(出願手続)

第5条 科目等履修生を志願できる者は、次の各号に定める書類に検定料を添えて学部長に願い出なければならない。ただし、本学の大学院学生については、検定料は不徴収とする。また、在学期間の延長を申請する者の書類については、別に定める。

- 一 願 書 (所定用紙)
- 二 履歴書 (所定用紙)
- 三 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- 四 在職中の者は所属長の承諾書 (所定用紙)
- 五 写 真 (履歴書に貼付)
- 六 その他特に指示するもの

(出願期日)

第6条 出願期間は原則として、入学時期の1ヶ月前までとする。ただし、本学の大学院学生が出願する場合については、別に定める。

(選考)

第7条 科目等履修生の許可は、履修科目担当教員の承認を得たものについて、教授会の議を経て、決定する。

(入学手続)

第8条 前条において許可された者は、所定の入学手続をしなければならない。

(入学時期)

第9条 入学の時期は学年の始めまたは後期の始めとする。

(単位の認定)

第10条 単位の認定は、試験その他の方法により履修科目担当教員が行うものとする。

(証明書)

第11条 科目等履修生単位修得証明書は願い出により学部長が、これを交付する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

岡山大学工学部研究生取扱要項

制定 平成 16. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 この要項は、岡山大学工学部規程に基づき、岡山大学工学部研究生の取扱いについて定めるものとする。

(資 格)

第 2 条 研究生として志願できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者で、特定の事項について研究を希望する者とする。

(在学期間)

第 3 条 研究生の在学期間は 1 年又は半年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、教授会の議を経て在学期間の延長を許可することがある。

(入学期間)

第 4 条 入学の時期は学年の始め又は後期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は教授会の議を経てこれを変更することができる。

(指導教授等)

第 5 条 研究生の指導教授は、教授会において定めるものとする。

(費 用)

第 6 条 研究に要する特別の費用は、研究生等の負担とする。ただし、教授会の議を経てこれを免除することができる。

(証 明 書)

第 7 条 研究証明書は、願い出により学部長がこれを交付する。

第 8 条 この内規に定めるもののほか共通事項については、岡山大学工学部科目等履修生取扱内規を準用する。

附 則

この要項は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

岡山大学大学院自然科学研究科博士前期課程（工学系） 学生募集に係る出願資格審査に関する申し合わせ

- I 大学学部3年次生（飛び級入学）として出願する者の資格審査基準
 - 1 修得単位について
第3年次修了時までには修得可能な卒業単位のすべてを修得見込みであること。
 - 2 学業成績について
修得した卒業要件単位に該当する科目のうち、8割以上が最上位の評価（点数評価の80点以上）を得る見込みであること。
なお、対象科目が卒業要件単位に該当する科目より多いときは、評価の高いものから順に対象とする。
 - 3 その他
専攻の系において、関係書類等により極めて優秀な成績と認められた者。
 - 4 1～3を全て満たした者を事前審査合格者（出願資格者）とする。

- II 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の資格審査基準
 - 1 審査方法について
 - ① 書類審査，筆記試験及び口頭試問（面接）による。
ただし，提出書類等により，個人の学力（能力）が確認できる場合は，筆記試験を省略できる。
 - ② 書類審査の後，個別に筆記試験，口頭試問を行う。
 - 2 専攻の系において，1の方法の結果，次のいずれかに該当する者を資格審査合格者（出願資格者）とする。
 - ① 教育課程・年数が大学を卒業した者と同等と認められる者
 - ② 最終学歴後，相当期間の職務経験（研究歴等）があり，その業績で個人の能力が認められる者
 - ③ 取得免許・資格等により個人の能力が認められる者
 - ④ 上記の各号と同等と認められる者

- III その他
この申し合わせは，平成12年度入学者選抜から適用する。